



# 大船渡労基署ニュース

初夏の候 大船渡労働基準監督署 署長 渡辺 幸輝

暑い日もあり、夏が近づいていると実感する時季になりました。今年是全国的に桜の開花が早かったところですが、梅雨入りも全国的に早くなっています。若手の梅雨入りは平年では6月14日ごろですが、今年はどうなるでしょうか？個人的には健康確保のためウォーキングを始めたいところですので、天気がいい日が続いてほしいです。さて、6月は全国安全週間の準備期間となっています。職場での安全について意識高揚を図っていただく時期です。安全についての取り組みは皆様のところで何かしらは行っていたいただいていると思います。取り組みをすること自体はとて大事なことです。マンネリ化すると効果が十分発揮できないことも考えられます。ぜひこの機会に日頃の取り組みについて見つめていただき、安全意識の高揚を図っていただきたいと思います。ご安全に！

## ◆ 6月は全国安全週間の準備期間です



今年も全国安全週間の時期となります。本週間は7月1日～7日ですが、6月は準備期間となっています。

今年度のスローガンは「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」です。

本週間が有意義に展開できるよう準備期間中に準備するとともに、日頃の活動等のチェックを行いましょ。

## ◆ 6月は「STOP！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間です

労働災害で最も多いのは「転倒」災害となっています。この転倒災害は大きく分けると「すべる」「躓く」「踏み外し」の3種類に分けられます。皆様の職場にも、また、普段の行動・動作の中でこのような危険は無いでしょうか？たかが転倒と思うこともあるかもしれませんが、骨折するケースも非常に多く、中には死亡に至る場合もあります。6月は職場における転倒防止対策の重点取組期間となっていますので、日頃の管理や行動・動作などを再確認し、安全作業・安全行動を推進していきましょう。

### (1) 重点取組期間及び準備期間に実施する事項

#### ① 6月の実施事項

ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ 「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

#### ② 準備期間（冬季前）の実施事項 ～省略～

### (2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返し注意喚起
- ⑧ 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、①～⑦の事項の重点的な実施
- ⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑩ （必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請
- ⑪ 転倒予防体操の励行

### (3) 冬季における転倒災害防止対策 ～省略～

## ◆ 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が展開中です

**STOP！熱中症**  
クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

令和3年5月～9月

これからの働くための、デジタル新戦略。

# 労働保険の電子申請

作戦1

簡単・スピーディに申請できるんじや。

大量の申請書類への記入は大変です。そんな時、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

作戦2

いつでもどこでも手続きができますよ。

労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

作戦3

ムダな時間、コストを削減できるぞ。

申請・届出用紙の入手は不要。移動費などのコストが削減できます。さらにGビズIDやマイナンバーカードを使うと電子証明書の取得費用もかかりません。

労働保険に関する申請や届出について、書面の手続きでなく、「電子申請」を使うことで、インターネットを経由してカンタン・便利に手続きができます。厚生労働省のホームページに、労働保険の電子申請の流れを説明した動画が掲載されているほか、労働保険の電子申請の特設サイトも開設されているので、ぜひ利用してみてください。

## ◆労働条件通知書を交付しましょう

新年度となり、新たに労働者を採用する機会も増えていと思います。労働基準法第15条では、新たに労働者を採用した場合は、労働契約の締結の際に、労働条件通知書を渡すよう規定されています。

労働条件通知書には、賃金、労働時間などの労働条件の重要事項を載せる必要があり、入社後のトラブル防止のための基本的な事項となります。パート労働者は、下記に加えて、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「相談窓口」を明示しなければなりません。

当署にも印刷したものを準備していますので、ぜひ参考にしてください。

### ◆明示すべき労働条件

#### 書面による明示義務

- ① 労働契約の期間、期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準（平成25年4月1日施行）
- ② 就業の場所・従事すべき業務の内容
- ③ 労働時間に関する事項、始・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ④ 賃金の決定、計算・支払の方法及び賃金の締切り・支払の時期に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- ⑥ 昇給に関する事項
- ⑦ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、退職手当の支払時期に関する事項
- ⑧ 臨時に支払われる賃金、賞与及び最低賃金額に関する事項
- ⑨ 労働者に負担させる食費、作業用品などに関する事項
- ⑩ 安全・衛生に関する事項
- ⑪ 職業訓練に関する事項
- ⑫ 災害補償・業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬ 表彰、制裁に関する事項
- ⑭ 休職に関する事項

必ず明示しなければならない事項

定めた場合に明示しなければならない事項

## ◆労働災害の発生状況のお知らせ

### ◆死亡労働災害が発生しました

4月下旬に林業の伐採現場において、伐採者が木と木の間に挟まれて亡くなる労働災害が発生しました。

発生状況や原因は調査中ですが、先に伐倒した木が滑落してきた可能性と退避場所確保が不十分だった可能性が考えられます。

伐倒前の退避場所の確保、指差呼称による周囲の安全確認の実施、必要に応じて滑落防止措置を実施するなど、安全対策を十分に行いましょう。

### ◆令和3年4月末現在速報値

※ 休業見込4日以上労働災害の件数です

	今年		前年同期比	
	件数	人	件数	人
製造業	4	人	—	3
建設業	7	人	—	1
運輸交通業	0	人	—	3
林業	3	人	±	0
畜産水産業	0	人	—	1
商業	2	人	—	1
通信業	0	人	—	2
保健衛生業	3	人	+	2
接客娯楽業	0	人	—	2
その他業種	2	人	+	1
合計	21	人	—	10

## ◆今月の労働災害防止について（連載①）



# 労働災害を防止するための基本事項「考動」

### STEP 1 「危険」「安全」を考える

「危険」「安全」に対して無意識・無頓着な状態ですと、そもそも労働災害の防止対策（安全管理）は何も進みません。

まずは「危険」「安全」を頭の中に思い浮かべることが安全の第一歩です。

会社として、個人個人としての両方で考えることが大切です。

- 会社としての「安全衛生管理方針」
- 各人の「安全決意宣言」（岩手労働局重点取組）
- 毎日の朝礼
- 危険予知活動（作業開始前KY、一人KY、相互問いかけKY）
- 毎月の会議
- 安全大会 など

### STEP 1.5 知識情報を持つ

「危険」「安全」への気持ちがあっても、正しい「知識」がなければ、誤った対策になったり、中身のない注意喚起に留まるだけで具体的には何も変わらないということにもなりかねません。正しい知識を持つことが大切です。

また、身近な災害事例や好事例などの情報を収集することで、STEP 1と2の効果を飛躍的に広げることが期待できます。



- 各種ルール（法律・規則、ガイドライン・要綱、業界ルール、社内ルール など）
- 運動、週間
- 災害事例、事故事例
- パンフレット、リーフレット、本、新聞、ニュース、ホームページ
- 好事例
- 人・機械の特徴（ヒューマンエラーなど）
- その他効果的な活動方法（注意行動（指差呼称、一人KY、相互問いかけKY）、見える化、改善提案制度、ヒヤリハット報告、安全当番制度、3・3・3運動、準備体操 など）

### STEP 2 安全対策を実践する

- 考えた危険の安全対策を実践
- 決められてあるルールは守る（必要な管理活動もする）
- その他積極的に行動

「気を付ける」「注意する」といった気持ちに依存する向き合い方だけでは結局何もしないことが多く不十分です。

気持ちだけでなく、具体的に行動・活動することで、安全・安心を得ることに近づきます！

コンプライアンス（法令順守、企業倫理（モラル）・社会的規範の順守など）にもなります。

